

マイナ保険証を利用しましょう！

マイナンバーカードリーダーが設置されている医療機関や薬局で、マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。過去のお薬情報や健康診断の結果を、医療機関等やご自身で確認でき、より良い医療を受けることができます。また、市民課窓口での事前の手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いが免除されるなど、メリットがあります。

利用するには？

■マイナンバーカードをお持ちでない方

マイナンバーカードの申請が必要です。次のいずれかの方法で申請してください。

- ・オンライン申請
- ・郵便による申請
- ・証明用写真機による申請

■マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカードを健康保険証として利用する初回登録が必要です。利用登録は次のいずれかで行うことができます。

- ・医療機関・薬局の受付(カードリーダー)
- ・マイナポータル
- ・セブン銀行ATM

■問い合わせ先

申請について

市民課住民記録グループ

☎(32)8896

国民健康保険・後期高齢者医療制度について

市民課保険年金グループ

☎(32)8895

国民健康保険税の課税限度額改正と軽減判定式の見直し

課税限度額の改正

国民健康保険事業の安定的な運営維持ができるよう、課税限度額が改正となり次のとおり引き上げられます。

- ・後期高齢者支援金分22万円(令和6年度)→24万円
- ・国民健康保険税全体104万円(令和6年度)→106万円

低所得世帯に対する軽減判定式の見直し

所得が一定額以下の世帯に対して、均等割額と平等割額を7割、5割、あるいは2割軽減することで、低所得者世帯の負担を少なくする制度です。令和7年度は、表のとおり軽減判定式が見直されます。

軽減割合	軽減判定式
7割	前年の世帯所得 ≤ 43万円 + 10万円 × (給与所得者等※1の数 - 1)
5割	前年の世帯所得 ≤ 43万円 + 30万5,000円 × 被保険者数※2 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割	前年の世帯所得 ≤ 43万円 + 56万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける方

※2 同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者の被保険者に移行した方を含む

■問い合わせ先 税務課 ☎(32)8891

二輪の小型自動車が軽JNKSの対象になります

四輪、三輪の軽自動車に加えて、二輪の小型自動車(排気量250cc超の二輪車)が軽JNKSの対象となりました。これにより、継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要になります。

納付方法によっては、納付情報が軽JNKSに登録されるまで日数を要する場合があります。また、下記のような場合は、軽JNKSによる納付確認ができず、紙の納税証明書が必要となる場合があります。

- ・納付したばかりのため、軽JNKSに納付情報が登録されてない
- ・中古車の購入直後
- ・他の市区町村へ引っ越した直後
- ・対象車両に過去の未納がある

■問い合わせ先

税務課 ☎(32)8892

地方税共同機構
ホームページ



ケーブルテレビの電力サービス

『ホームタウンでんき』

2025年より電気料金を

さらに値下げしました!!

料金のシミュレーションもできます！お問合せはこちら

ケーブルテレビ栃木 0120-25-1819

月総額8万円台～

大切なご家族を
近くで安心の暮らしへ。
まずはお気軽にご相談ください！

〒307-0053 茨城県結城市新福寺2-7-2

軽費老人ホーム（自立型ケアハウス）
フローレンス結城

TEL 0296-32-2234

下野市役所から車で30分